

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成28年8月8日（平成28年（行情）諮問第489号）

答申日：平成28年11月14日（平成28年度（行情）答申第517号）

事件名：特定の確定申告会場で行われた会場風景の撮影に関する職員の行動について事前に検討された資料等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「今回の「特定施設」の確定申告会場で行われた会場風景の撮影に関して、名古屋国税局内で当日の撮影での、段取りや手順、役割分担や人員配置、進行状況の把握、撮影に当たっての各社への注意内容、納税者への周知を含めた配慮の方法、納税者の個人情報の映りこみの確認方法、苦情に対する対応など職員の行動について事前に検討された資料等の文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年3月25日付け名局公開11により、名古屋国税局長（以下「処分庁」という。）が行った本件対象文書の不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、おおむね次のとおりである（なお、意見書の内容は省略する。）。

2月16日の午前に、特定駅前のビル「特定施設」で確定申告の会場風景の撮影が名古屋に拠点を置くテレビ局や新聞社が集い行われていました。しかし、撮影については事前に、会場内で何の説明もありませんでしたし、取材の各社からも撮影にはいること、個人の特定がなされるような撮影は行わないこと、映りたくない方に対する配慮、連続するフラッシュの強い光への注意など何一つ説明すらありませんでした。私も会場内で、近くに撮影しに来たカメラマンには映りたくない旨を伝えて撮影をやめてもらいましたが、残念なことに特定テレビ局のニュース映像に映っていたと多くの方に教えられました。DVやストーカーの被害者ではありませんが、私も撮影には少なからず恐怖を感じます。撮影を了承していないにもかかわらず、特定テレビ局で広く放映されたことに傷ついています。この会場に

は、国税局の広報の腕章をした職員も多数おり、「撮影にはいる前に説明をすべきではないのか」と抗議しましたが、何一つ説明もなく立っただけであったことも残念に思います。

今回の「特定施設」の確定申告会場で行われた会場風景の撮影に関して、名古屋国税局内で当日の撮影での、段取りや手順、役割分担や人員配置、進行状況の把握、撮影に当たっての各社への注意内容、納税者への周知を含めた配慮の方法、納税者の個人情報の映りこみの確認方法、苦情に対する対応など職員の行動について事前に検討された資料等の文書の開示を求めました。

上記の出来事に対し、平成28年2月23日に苦情を申し出た私に、名古屋国税局の特定職員A氏と特定職員B氏が説明に訪れましたが、謝罪もなく具体的な説明資料も一切持参しておりませんでした。さらに苦情を申し入れたのちも個人情報の流失を止める措置を何も講じていないとのこと。

取材については、名古屋国税局側から3放送局及び5新聞社へ依頼したとのみ回答がありました。

しかし、上記の「事前に検討された資料等の文書」については存在も明らかにしませんでした。

会場での納税者への周知としてA4サイズの張り紙で、撮影がある旨のみ記載し掲示したとのこと。撮影時間や方法などの詳細は示されておらず、撮影を希望しない者への配慮に欠けていたとの認識はないようでした。

撮影された映像や写真データは各社において、削除希望に対し必ずしも削除されるとは限らないものだと思います。特に公共の電波や新聞紙上に掲載されたものであれば、事後の倫理上の審査のためや妥当性の検証のため記録として残され続けると考えます。公開しないよう記したとしても、アメリカの秘密情報のように年月が過ぎれば公開されてしまうかもしれません。

本人の意思に反して、決して削除されない個人情報の流失が生じたとの認識が希薄です。

2月16日には、「広報」という腕章をつけた特定税務署Aや特定税務署Bの税務広報広聴官の姿もありました。国税局内の国税広報広聴室の職員以外の税務署の税務広報広聴官も動員しているのです。

当然、事前に日程を知らせているでしょうし、スケジュールも示して会場に動員しているはずですが、何も事前の計画がないなどありえません。役割などを指示しているからこそ、「広報」の腕章を配布しているのではないのでしょうか。

会場の隅で撮影した映像の確認をテレビ局の職員がしていたことを指摘し、放送前に映り込みなどの状況を確認できたのではないかとこの指摘に、名古屋国税局の特定職員A氏と特定職員B氏は「一切撮影内容は確認して

いない。報道の自由があり各社に任せている。」との回答でした。

報道の自由が個人情報保護に勝るとのこの発言に驚きましたし、それが国税広報広聴室の責任ある地位にある者の発言であることにも驚きました。

報道各社に「報道の自由」、「国民の知る権利」があるのに等しく、取材を依頼した税務署・国税局にも納税者等の申告内容などの「個人情報を守る義務」があると思います。

納税者の所得や税額、家族状況などが撮影に映りこんでいれば個人情報の流失であり、個人にとっては重大な損害となるものです。「国民の知る権利」と「個人情報の守秘義務」の両者を比較検討して、報道機関と調整を図ることが国税広報広聴室の責任ではないのでしょうか。

名古屋国税局の特定職員A氏と特定職員B氏の発言は自らの責任を放棄した、あまりに無責任な発言だと感じるものです。

具体的な計画も明らかにせず、段取りの指示・命令の内容も示さず、個人情報の漏洩を指摘されても謝罪すらなく、何の落ち度もないとする名古屋国税局の姿勢を審査会はそのまま疑問も持たず、苦言の一言もなく、適切なものであると結論付けるのでしょうか。

今回の「特定施設」の確定申告会場で行われた会場風景の撮影に関して、当日の会場責任者からの説明では、「撮影では税務署の指名された職員が個別コーナーで対応する」とのみ伝えられました。その他の説明は一切行われていません。

当日の会場責任者からの説明と異なる方法で撮影が行われたものですが、この会場責任者への最初の連絡について平成28年2月25日付けで行政文書の開示請求で「国税局から特定施設会場を担当する責任者等へ当日の撮影について連絡された文書（電子メールを含む。）」を求めましたが、名古屋国税局からは存在しないとの通知を名局公開10「行政文書不開示決定通知書」で受け取りました。

当日の会場責任者からの説明どおりに、事前に個別コーナーで対応するよう指名された税務署の職員がいました。その職員たちは撮影用に意識した服装で準備していたのを見ています。事前に連絡があったことによるものであることは明らかです。メールすら残っていないなど組織的な隠ぺい行為であることは明らかです。

事前の会場責任者へ連絡した撮影方法とは異なる撮影が行われたわけですから、「信頼関係」とはどういうことかとの疑問があります。何をどのように撮影してもよいし、撮影内容のチェックも行わないとしカメラを野放しにしていることは、行政機関として、個人情報扱う機関として正しいと言うのでしょうか。

当会場では、名古屋国税局の特定職員Cの視察が行われた際に、事業者等の相談を担当する職員に、同時に二人の納税者を対応させるよう指示が

あったと会場責任者より翌日の会場で話がありました。

同時に二人を相手にして異なる話をするなど人間業ではありません。二人を目の前に座らせて話をするのですから、守秘義務など守られるものではありません。現に納税者から個人情報を守られていないとの指摘があったと聞きます。

あまりに無神経で軽率な発言であり平成28年3月9日付けの行政文書の開示請求「職員一人に対し納税者二人を同時に相談させるように」との特定職員Cよりの指示（若しくは指示と思われるもの）について、どのような内容と言葉で、いつ誰に対して伝えられたものか明らかになる文書（電磁的な記録を含む）を行いました。同年4月7日名局公開15行政文書不開示決定通知書で保有していないとの回答を受けました。

職務での視察で指示した事柄を記録していないなど信じられるものではありません。見物や娯楽で公用車を用いて移動しているわけではないのです。行った事務の記録がない、若しくは記録に残していないなど役職としての適格性を問われます。

信じられない回答ばかりの名古屋国税局に対し、情報公開制度や個人情報保護をつかさどる審査会はどのような見解を示すのでしょうか。

裁判では、行政に対し厳しい判決が相次いでいるとか。明らかに不正と思われる事柄に対し、適切に対応してこなかった結果かもしれません。

（略）

これらすべての状況を踏まえて、名古屋国税局にだまされることなく、事実の確認作業を行っていただきたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、名古屋国税局長（処分庁）に対して、「今回の「特定施設」の確定申告会場で行われた会場風景の撮影に関して、名古屋国税局内で当日の撮影での、段取りや手順、役割分担や人員配置、進行状況の把握、撮影に当たっての各社への注意内容、納税者への周知を含めた配慮の方法、納税者の個人情報の映りこみの確認方法、苦情に対する対応など職員の行動について事前に検討された資料等」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、平成28年3月25日付け名局公開11により、法9条2項の規定に基づき、本件対象文書を保有していないとして不開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消し、本件対象文書の開示を求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の不存在について

確定申告初日の確定申告会場「特定施設」における報道機関の撮影につ

いては、報道機関と国税当局との信頼関係に基づき、確定申告に関する取材対応の一環として、従来より慣例的に実施しているものであり、特段の意思決定を要しないこと、また、名古屋国税局国税広報広聴室、報道各社並びに本件取材対応を行う特定税務署A税務広報広聴官及び特定税務署B税務広報広聴官との連絡は口頭及び電話で行っていること、更に会場においては臨機応変に対応する必要があることから、本件取材対応に関する行政文書は作成していないと認められる。

なお、本件審査請求を受け、改めて、関係部署内の書庫、事務室及び電子情報として保存されている文書を探索したが、本件請求文書を保有している事実は確認できなかった。

したがって、本件請求文書の保有の事実はないと認められ、これを覆すに足る事情も存在しない。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「国税局内の国税広報広聴室の職員以外の税務署の税務広報広聴官も動員」しており、「当然に事前に日程を知らせているでしょうし、スケジュールも示して会場に動員しているはずです。何も事前の計画がないなどありません。」と主張し、本件対象文書の開示を求めている。

しかしながら、上記2のとおり、本件対象文書の保有の事実は認められず、撮影当日の手順、役割分担についての処分庁からの連絡も、電話等の手段により口頭で行われていることから、本件対象文書を作成・保有していないことについて、何ら不自然・不合理な点はない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、上記の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、本件請求文書については、処分庁において保有していないため、不存在を理由として不開示とした原処分は妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年8月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年9月20日 異議申立人から意見書を収受
- ④ 同年10月12日 審議
- ⑤ 同年11月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

これに対し処分庁は、開示請求に係る行政文書を保有していないとして、

これを不開示とする原処分を行ったが、審査請求人は、その取消しを求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、処分庁に対し、本件対象文書の作成又は取得の有無について確認したが、上記第3の2のとおり、①確定申告初日の特定施設における報道機関の撮影については、報道機関と国税当局との信頼関係に基づき、従来より慣例的に実施しているものであり、特段の意思決定を要しないこと、②名古屋国税局国税広報広聴室、特定税務署A及び特定税務署Bの税務広報広聴官並びに報道各社のそれぞれの担当者間における連絡は、口頭及び電話で行っていること等から、本件取材対応に関する行政文書は作成していない旨説明する。

(2) 取材対応に関する行政文書の作成等について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 確定申告会場における報道機関の撮影については、過去から多数の会場で行われていることから、報道各社は当該撮影に関する基本的な留意事項等を理解しており、新たな確定申告会場において初めて撮影が行われる際も、日時、集合場所及び留意事項等を口頭及び電話で連絡することで足り、行政文書を作成して連絡する必要はない。

また、報道機関の撮影等への対応は、いずれの確定申告会場においても、名古屋国税局国税広報広聴室の職員や各税務署の税務広報広聴官等といった一定の者が行っており、新たな確定申告会場において初めて撮影が行われる際も、関係職員に対し、日時、段取り及び留意事項等を口頭及び電話で連絡することで足り、行政文書を作成して連絡する必要はない。

こうした状況は、特定施設における報道機関の撮影等に関しても同様であり、当該撮影等に関する行政文書は作成していない。

イ 特定施設においては、本年の確定申告の受付開始日（平成28年2月16日）に報道機関の撮影が行われることとなったため、国税当局の担当者間及び国税当局と報道各社との間で口頭及び電話による連絡を行ったが、特定施設は平成22年から確定申告会場となっているほか、報道機関の撮影については、平成24年以降、毎年行われており、本年における特殊事情等もなかったことから、本年の撮影の対応等について、改めて行政文書を作成して打合せ等を行う必要はなかった。

ウ 本件審査請求を受け、処分庁に対し、担当部署である名古屋国税局国税広報広聴室における本件対象文書の探索状況を確認したところ、同室内の書庫、事務室を探索したほか、電子情報として保存されてい

る文書についても探索したが、本件対象文書の存在は確認できなかったとのことであった。

- (3) そこで検討すると、確定申告会場等において報道機関の撮影が行われる場合には、通常、事前に打合せや連絡等が行われるものと考えられるが、①確定申告会場における報道機関の撮影等への対応は、名古屋国税局国税広報広聴室の職員等の一定の職員が行っていること等から、関係者に対して日時、段取り及び留意事項等を電話等で連絡することで足り、行政文書を作成して連絡する必要はないこと、②特定施設は5年にわたって、毎年、報道機関による撮影が行われており、本年における特殊事情等もなかったことから、行政文書を作成して打合せ等を行う必要はなかったとする上記(2)ア及びイの諮問庁の説明に特段、不自然、不合理な点はなく、上記(2)ウの処分庁における探索についても、探索の範囲、方法等が不十分であるとまではいえず、その他、名古屋国税局が本件対象文書を保有していると認めるに足りる特段の事情もないことから、名古屋国税局において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、名古屋国税局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子